

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された  
議案第 10 号 橋本市個人情報保護法施行条例について  
議案第 11 号 橋本市情報公開・個人情報保護審査会条例について  
議案第 19 号 公の施設の指定管理者の指定について  
を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 10  
号は賛成多数で、議案第 11 号及び議案第 19 号は全会一致で原案のとおり  
可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

### 記

議案第 10 号は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4  
月 1 日から、すべての地方公共団体に当該法律が適用されることに伴い、  
必要な事項を定めるものである。

委員から、現在の橋本市個人情報保護条例では、実施機関が個人情報を  
収集するときは本人同意が必要と規定されているが、改正個人情報保護法  
ではどのようになっているか とのただしがあり、本人同意は必要となっ  
ていない との答弁がありました。

特定個人情報の取扱いについて変更はあるか とのただしがあり、変更  
はない との答弁がありました。

匿名加工情報の提供制度について ただしがあり、現在は都道府県及び  
政令指定都市以外の地方公共団体は任意となっており、現在のところ実施  
しない方針である との答弁がありました。

今後、匿名加工情報の提供制度がすべての自治体に義務付けられた場合  
はどのように対応するか とのただしがあり、法律に従い実施していくこ  
とになるが、その際、匿名加工情報の取扱いは慎重に行っていく との答  
弁がありました。

議案第 11 号は、議案第 10 号と同様に、個人情報の保護に関する法律の

改正に伴い、開示決定等に対する審査請求を審査する諮問機関を設置するものである。

委員から、現在の個人情報保護審査会に関する規定との変更点について 追加があり、審査会委員は公平性・中立性が求められるため、在任中は政党その他政治団体の役員となることや積極的な政治運動を禁止する規定を加えた との答弁がありました。

議案第 19 号は、令和 5 年 3 月 31 日で指定管理の期限を迎える橋本市市民活動サポートセンターについて、令和 5 年 4 月 1 日からの令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間を、引き続き社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものである。

委員から、火曜日と木曜日の夜間の施設利用について 追加があり、コロナ禍により夜間利用者は減少しているため夜間は来館予約制に変更する。この部分にかかる人件費は来館予約がすべて入った場合で計算しているが、人件費の余剰が多く生じるようであれば、次回指定時の金額設定に考慮する との答弁がありました。